

妙高市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年10月30日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査等の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【出資団体、公の施設の指定管理者】**
妙高ふるさと振興株式会社、観光商工課
(令和元年度 妙高ふるさと振興株式会社の事業運営及び令和元年度道の駅あらいくびき野情報館の指定管理に関する事務 ※所管課の事務を含む)
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和2年7月1日 ～ 令和2年10月29日
- 6 監査の日程
 - (1) 書類審査 令和2年7月27日～令和2年9月7日
 - (2) 事情聴取 令和2年9月29日

7 監査の結果

出資に関する財務事務はおおむね適正に執行されていた。

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

出資団体の概要は次のとおりである。

①団体の名称 … 妙高ふるさと振興株式会社

②市の出資額 … 20,000,000円

③主な事業の内容は次のとおり（定款より抜粋）

- ・不動産の売買・賃貸借・管理及びその仲介
- ・各種催し物の企画・立案・開催及び誘致に関する業務
- ・広告及び宣伝に関する業務
- ・各種物産品の製造、販売及び食料品、酒類、清飲料水等の販売に関する業務
- ・飲食業

指定管理の概要は次のとおりである。

【道の駅あらい くびき野情報館】

①指定管理者として指定する期間は、平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。

②指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・くびき野情報館の利用及びその制限等に関する業務
- ・くびき野情報館の利用料金の徴収等に関する業務
- ・くびき野情報館の管理運営に関する業務
- ・くびき野情報館及び附属設備の維持管理に関する業務 他

③施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字猪野山58番地1
建物概要	くびき野情報館 鉄骨造平屋建 建築面積：704.41㎡、延床面積：551.69㎡
設備概要	・放送設備 ・テレビ ・イベントテント ・展示用ライト ・簡易放送設備 ・自転車